

## 利用料金の免除の基準

利用料金の免除の基準は、次のとおりとする。

- 1 県が主催する競技会等を開催するために利用する場合は、利用料金の全部又は一部の額を免除する。  
この場合において、「県が主催する」とは、県が実質的な主催者であることをいうものであり、免除に関する取扱いは、次の各号によるものとする。
  - (1) 県が直接行う事業に利用する場合は、利用料金の全部を免除する。
  - (2) 県が青森県中学校体育連盟、青森県高等学校体育連盟及び青森県高等学校文化連盟と共催して全県的な規模以上で開催する競技大会等のために利用する場合は、利用料金の全部を免除する。
  - (3) 国民体育大会及び東北総合体育大会のために利用する場合は、利用料金の全部を免除する。
  - (4) 県が実行委員会を組織して行う事業に利用する場合は、県の負担の割合に応じて免除する。
  
- 2 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）による身体障害者手帳の交付を受けている者及びその付添人が利用する場合並びに精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）による精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者、療育手帳の交付を受けている知的障害者及びこれらの付添人が利用する場合は、利用料金の全部の額を免除する。  
この場合において、「付添人が利用する場合」における免除に関する取扱いは、次の各号によるものとする。
  - (1) 原則として手帳提示者一人につき一人とする。
  - (2) 手帳提示者の安全確保を目的とするのもであり、自らのために施設設備を利用することはできない。
  
- 3 障害者団体、特別支援学校等がその活動のために利用する場合  
この場合における免除に関する取扱いは、次の各号によるものとする。
  - (1) 障害者団体が障害者の行事のため利用する場合は、利用料金の全部を免除する。
  - (2) 特別支援学校又は小中学校の特別支援学級のPTA等が、当該学校の在学者の行事のため利用する場合は、利用料金の全部を免除する。
  
- 4 多目的広場を球技場の代替施設として利用し、又は球技場と一体で利用する場合は、球技場の利用料を超える額を免除する。
  
- 5 県を本拠地とするプロスポーツチームが利用する場合は、利用料金の2分の1を免除する。ただし、青森県都市公園条例（昭和53年3月条例第4号）別表第2第5号アの表（備考を除く。）中「体育・スポーツに利用する場合」の「営利を目的とするとき一時間につき」の欄に限る。